須賀川市第 11 次高齢者福祉計画・第 10 期介護保険事業計画策定に係る
アンケート調査分析業務委託仕様書

1　業務委託名

須賀川市第 11 次高齢者福祉計画・第 10 期介護保険事業計画策定に係るアンケート調査分析業務委託

2　業務の目的

本業務は、老人福祉法第 20 条の８及び介護保険法第 117 条の規定に基づく、「須賀川市第 11 次高齢者福祉計画・第 10 期介護保険事業計画（計画期間：令和９(2027)年度～令和 11(2029)年度)」（以下「次期計画」という。）を策定するに当たり、市民のニーズや介護実態等のアンケート調査の結果分析を行い、次期計画の基礎資料を作成することを目的とする。

3　業務内容

現状の把握及び第 11 次計画で重点的に取り組むべき課題の抽出などを行うため、市が実施するアンケート調査の集計、分析及び報告書の作成を行う。

（１）　基礎的な地域データの分析報告

市が保有する各種データ及び「地域包括ケア『見える化』システム」を活用し、データの推移や国や県、他市町村等との比較から市の現状や特徴についてまとめ、報告すること。

（２）　「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」「【新版】在宅生活改善調査」「居所変更実態調査」「介護人材実態調査」の集計分析

ア　アンケート調査概要（調査及び入力は市が実施）

（ア）　介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

【調査目的】要介護状態になる前の高齢者のリスクや社会参加状況を把握することで、地域の実情や課題を特定すること。また、介護予防・日常生活支援総合事業の評価に活用する。

【対 象 者】要介護１～５以外の高齢者

【配付人数】5,400 人（回収率 70%を想定）

【調査項目】国が示した調査票に基づいたものに、市独自の調査項目を追加したもの

【調査方法】郵送

（イ）　【新版】在宅生活改善調査

【調査目的】現在自宅等に居住している者で、「現在のサービス利用では、生活の維持が難しくなっている者」又は「介護等介護者の就労継続が難し

くなっている利用者」の、①人数、②生活の維持又は就労の継続が難しくなっている理由、③生活の改善、就労の継続のために必要な支援・サービス等を把握し、在宅生活や家族等介護者の就労継続に繋がる取組を検討する。

【対 象 者】居宅介護支援事業所、小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所、地域包括支援センター

【配 付 数】31 事業所（事業所票）及び 300 人（利用者票）

【調査項目】「第 10 期介護保険事業計画の作成に向けた各種調査の見直し案」の「【新版】在宅生活改善調査」に基づいたものに、市独自の調査項目を追加したもの

【調査方法】電子メール

（ウ） 居所変更実態調査

【調査目的】過去１年間に施設・居住系サービスから居所を変更した者の人数や死亡した人数等を把握し、施設・居住系サービスでの生活の継続性を高めるために必要な機能について検討する。

【対 象 者】施設・居住系サービス（住宅型有料老人ホーム、軽費老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、グループホーム、特定施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設・介護医療院、特別養護老人ホーム）

【配 付 数】23 施設

【調査項目】「第 10 期介護保険事業計画の作成に向けた各種調査の見直し案」の「居所変更実態調査」に基づいたものに、市独自の調査項目を追加したもの

【調査方法】電子メール

（エ） 介護人材実態調査

【調査目的】介護人材の①性別・年齢構成、②資格保有状況、③過去１年間の採用・離職の状況、④訪問介護サービスにおけるサービス提供の実態などを把握し、職員の確保・定着、育成、もしくは業務改善に必要な取組等を検討する。

【対 象 者】施設・居住系サービス、通所系サービス、訪問系サービス、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業所及び介護職員

【配 付 数】74 施設・事業所（施設・通所系事業所票）、28 事業所（訪問系事業所票）、約 84 人（訪問系職員票）

【調査項目】「第10期介護保険事業計画の作成に向けた各種調査の見直し案」の「介護人材実態調査」に基づいたものに、市独自の調査項目を追加したもの

【調査方法】電子メール

イ　データの集計分析

市が入力したデータにより、単純集計、属性別・日常生活圏域別のクロス集計に加え、市が指示する集計作業を行うこと。また、集計結果については、市全域と日常生活圏域別に調査目的に沿った分析を行い、それぞれの特徴や地域課題をまとめること。

ウ　調査報告書の作成

報告書は、集計分析の結果を図表及びグラフを用いてわかりやすく示すこと。また、調査結果から導き出される市民ニーズや地域課題、必要とされる施策の方向性について簡潔明瞭に記載すること。

（３）　協議・打ち合わせ

本事業に係る作業方法、作業スケジュールについては、本仕様に定めるほか、委託者と受託者の綿密な協議の上決定するものとする。

４　成果品

（１）　地域分析報告書

Ａ４判約20頁、墨１色、簡易製本10部

（２）　「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」「【新版】在宅生活改善調査」「居所変更実態調査」「介護人材実態調査」の調査報告書

Ａ４判約150頁、墨１色、簡易製本10部

（３）　委託業務に関する電子データ一式（CD-ROM等の電子媒体に記録されたもの）

調査結果報告書を作成する際には、得られた内容を体系的に整理、分析を行い、図形やグラフ、クロス集計表等などを用いて視覚化し、わかりやすいものにするよう努めること。

なお、報告書の校正は、３回程度行うこととする。

５　受託者の責務等

（１）　責務

ア　調査に関しては、調査対象者のプライバシー保護に万全を期すとともに、得られたデータや情報を許可なく複製をしたり、他に漏らしてはならない。

イ　本業務実施に当たって、関係諸法規等を厳守すること。

ウ　業務の実施により知り得た一切の事項については、契約履行中だけでなく、契約履行後も秘密を厳守すること。

エ　本事業の実施に伴って取得した物品、特許権及び著作権等は全て市に帰属する。

（２）　本仕様書の適用範囲

本仕様書は、「須賀川市第 11 次高齢者福祉計画・第 10 期介護保険事業計画策定に係るアンケート調査業務委託」に適用し、受託者が行う業務内容及び実施方法について、適用される主要事項を示すものである。

なお、この仕様書に定めのない事項及び不明な点については、別途、市と受託者が協議して決定する。

（３）　施行概念

本業務を施行するに当たっては、本市の意図及び目的を十分理解した上で経験のある主任技師を定め、適正な人員及び体制を整え、業務の目的を最大限に達成できるよう努力するとともに、正確丁寧に業務を履行しなければならない。

（４）　業務の指示及び監督

ア　本業務の受託者は、業務を履行するに当たり、本業務委託契約に基づき、市と常に綿密な連携を図り、その指示及び監督を受けなければならない。

イ　受託者は、本業務の各段階に着手するときは、当該段階の基本方針について市の承認を受けなければならない。

ウ　受託者は作業を円滑に進めるために、市と密接に連絡を取り、その連絡事項を記録し、協議の際、相互に確認するものとする。また、受託者は市から報告（業務の進捗状況、疑義回答等）を要求されたときは、速やかに（おおむね２営業日以内）報告すること。

エ　受託者は、業務の履行上必要と認められるもので、本仕様書の解釈に疑義が生じた事項及び仕様書に明記していない事項については、委託者と事前に協議し、その指示に従わなければならない。

（５）　秘密の保持

個人情報の取扱いについては別紙「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守し、十分注意を払うこと。また、契約期間終了後、個人情報が含まれる資料は委託者に速やかに返却すること。

（６）　成果品の瑕疵

本業務完了後、成果品に瑕疵が発見された場合は、受託者は速やかに委託者の指示に従い、必要な対応を受託者の負担において行うものとする。

（７）　第三者の権利侵害

本業務において生じた事故及び第三者に与えた損害は、全て受託者の責任により解決するものとする。

（８）　委託業務期間

契約締結日から令和８年３月 31 日まで

（９） 委託場所

須賀川市八幡町 135 番地　須賀川市市民福祉部長寿福祉課